



福岡医発第 1162 号(地)

平成 28 年 7 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「使用上の注意」の改訂について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課より「使用上の注意」の改訂について、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知した旨、日本医師会並びに福岡県保健医療介護部薬務課より連絡がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、厚生労働省ホームページ（URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/0000122449.html）に「「使用上の注意」の改訂について（平成 28 年度）」として掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

(法安 50)

平成 28 年 7 月 12 日

都道府県医師会
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事
今村 定臣

「使用上の注意」の改訂について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課より「使用上の注意」の改訂について、別添のとおり日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知した旨、本会宛て連絡がありました。

つきましては、貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。
なお、下記 URL の厚生労働省ホームページに「「使用上の注意」の改訂について（平成 28 年度）」として掲載されておりますことを申し添えます。

記

・「使用上の注意」の改訂について（平成 28 年度）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122449.html>

以上

事 務 連 絡
平成 28 年 7 月 5 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、日頃から御尽力いただいているところであります。

今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。



薬生安発 0705 第 1 号
平成 28 年 7 月 5 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう関係業者に対し周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙 1 から別紙 12 のとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て同項の規定に基づく届出を行うこと。

別紙 1

1 1 4 解熱鎮痛消炎剤

【医薬品名】 ジクロフェナクナトリウム（経口剤、坐剤、注腸軟膏剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕 の「重大な副作用」の項に

「消化管の狭窄・閉塞（消化管の潰瘍に伴い、狭窄・閉塞があらわれることがある）」

を追記する。

（注）経口剤に関して、患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【医薬品名】 オキシトシン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕 の「重大な副作用」の項のショックに関する記載を

「ショック、アナフィラキシー：

ショック、アナフィラキシーがあらわれることがあるので、観察を十分に行い、血圧低下、発疹、発赤、そう痒感、血管性浮腫、呼吸困難、チアノーゼ等の異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。」

と改める。

（注）患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【医薬品名】 過酸化ベンゾイル

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔重要な基本的注意〕 の項の皮膚症状に関する記載を

「本剤の使用中に皮膚剥脱（鱗屑・落屑）、紅斑、刺激感、腫脹等があらわれることがある。紅斑や腫脹が顔面全体や頸部にまで及ぶ症例も報告されているので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には本剤の使用を中止するなど適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】 クリンダマイシンリン酸エステル水和物・過酸化ベンゾイル

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔重要な基本的注意〕 の項の皮膚症状に関する記載を

「本剤の使用中に皮膚剥脱、紅斑、刺激感、腫脹等があらわれることがある。紅斑や腫脹が顔面全体や頸部にまで及ぶ症例、水疱、びらん等があらわれ、重症化した症例も報告されているので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には本剤の使用を中止するなど適切な処置を行うこと。」

と改める。

【医薬品名】 アピキサバン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕 の「重大な副作用」の項に

「肝機能障害：

AST (GOT)、ALT (GPT) の上昇等を伴う肝機能障害があらわれることがある
ので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適
切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 ニンテダニブエタンスルホン酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕 の「重大な副作用」の項に

「血小板減少：

血小板減少があらわれ、出血に至った重篤な症例も報告されているため、定期的に血液検査を行うなど観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 フィンゴリモド塩酸塩

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔効能・効果に関連する使用上の注意〕の項を

「進行型多発性硬化症に対する本剤の有効性及び安全性は確立していない。
一次性進行型多発性硬化症患者を対象とした海外のプラセボ対照臨床試験において、身体的障害の進行抑制効果は示されなかったとの報告がある。」

と改め、〔その他の注意〕の項に

「一次性進行型多発性硬化症患者を対象とした海外のプラセボ対照無作為化二重盲検並行群間比較試験において、本剤0.5mg又はプラセボを1日1回36ヵ月間（最長5年間）経口投与した結果、本剤0.5mg群におけるEDSS、9-Hole Peg Test（上肢運動機能の評価指標）及びTimed 25-foot Walk Test（下肢運動機能の評価指標）を用いた複合的評価指標に基づく3ヵ月持続する障害進行が発現するまでの時間は、プラセボ群と比較して統計学的な有意差は認められなかった（ハザード比：0.95、95%信頼区間0.80～1.12）。」

を追記する。

〈参考〉 Lublin, F., et al. :Lancet 2016;387:1075-1084

【医薬品名】 カルムスチン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔重要な基本的注意〕 の項に

「本剤留置部位に気体の貯留が認められることがあり、神経症状を発現した例も報告されている。本剤留置後は、片麻痺、失語症、意識障害等の神経症状の観察を十分に行い、異常が認められた場合には、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔重要な基本的注意〕の項に

「本剤投与前及び投与開始後は定期的に腎機能検査（血清クレアチニン、BUN等）を行うこと。特に、腎機能が低下している患者、Ca拮抗剤を併用している患者では、急激に腎機能が悪化することがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には、投与を中止するなど適切な処置を行うこと。」

を追記し、〔副作用〕の「重大な副作用」の項に

「急性腎不全：
急性腎不全があらわれることがあるので、定期的に腎機能検査を行うなど観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 ソホスブビル

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕の「重大な副作用」の項に

「高血圧：

高血圧があらわれることがあり、収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上に至った例も報告されているので、投与中は血圧の推移等に十分注意すること。異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

「脳血管障害：

脳梗塞、脳出血等の脳血管障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 リバビリソ（ソホスブビルとの併用の用法を有する製剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕の「重大な副作用」の項の〈ソホスブビルとの併用の場合〉に

「高血圧：

高血圧があらわれることがあり、収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上に至った例も報告されているので、投与中は血圧の推移等に十分注意すること。異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

「脳血管障害：

脳梗塞、脳出血等の脳血管障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

を追記する。

【医薬品名】 レジパスビル アセトン付加物・ソホスブビル

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

〔副作用〕 の項に新たに「重大な副作用」として

「高血圧：

高血圧があらわれることがあり、収縮期血圧180mmHg以上又は拡張期血圧110mmHg以上に至った例も報告されているので、投与中は血圧の推移等に十分注意すること。異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

「脳血管障害：

脳梗塞、脳出血等の脳血管障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止するなど、適切な処置を行うこと。」

を追記する。